

平成二十一年四月二十日提出
質問 第三二五号

二〇〇六年八月十六日にロシア国境警備隊に拿捕された第三十一吉進丸の船体返還に向けた外務省の過去の取り組みに関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

二〇〇六年八月十六日にロシア国境警備隊に拿捕された第三十一吉進丸の船体返還に向けた外務省の過去の取り組みに関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一七一第二九五号）を踏まえ、再質問する。

一 二〇〇六年八月十六日、北海道根室市の漁船第三十一吉進丸がロシアの国境警備隊に拿捕され、乗組員一名が銃殺された事件が発生した。その第三十一吉進丸の船体につき、「前回答弁書」では「御指摘の船体の現状を確認している」との答弁がなされている。では、第三十一吉進丸の船体は現在どこにあり、誰によってどの様に使用されているのか、外務省として把握している範囲内で詳細に説明されたい。

二 一で、外務省として、「前回答弁書」に「情報収集の内容等について具体的に述べることは、今後の情報収集等に支障を来すおそれがある」とある様に、その現状を明らかにすることができないと言うのなら、その理由を説明されたい。第三十一吉進丸は我が国民の財産であり、ロシアによって不法に奪われたものである。それが現在どこにあり、誰によってどの様な使い方をされているのか、その現状について外務省が把握している情報を国民に明らかにすることが何をもって「今後の情報収集等に支障を来すおそれがある」ことになるのか、論理的な説明を求める。

三 「前回答弁書」では「外務省として、ロシア側に対して、御指摘の船体の引渡し等につき随時申入れを行ってきたている」旨の答弁がなされているが、外務省がロシア側に対して第三十一吉進丸の船体の返還についての申入れを行った直近の事例一件につき、その日にち、場所、申入れを行った政府職員の官職氏名等、具体的に説明されたい。

右質問する。